

立候補予定者説明会における主な質問及び回答について

10月4日に開催した鳥取市議会議員選挙の立候補予定者説明会における主な質問・回答について、その要旨を次のとおりお知らせします。

Q. 18歳未満の者は選挙運動をできないが、もし違反したらどうなるのか。

A. 1年以下の禁錮又は30万円以下の罰則に処せられることとなります。

(公職選挙法第239条第1項第1号)

Q. 選挙事務所や選挙運動用自動車に掲示できる看板の規格やポスターの大きさが決まっているが違反しているかどうか全部確認するのか。

A. 選挙管理委員会でそれぞれ確認はしません。候補者側で、定められた規格や大きさを守ってください。

Q. 候補者届出書の添付書類として戸籍謄本又は抄本はあるが、現住所確認のために住民票は添付しなくてもよいのか。

A. 選挙管理委員会の方で、選挙人名簿で確認しますので、添付不要です。

Q. 会計帳簿の収入簿・支出簿について、運動員以外の者に日当の支払いをしないで労働報酬してもらった場合、その人数に制限はないが、例えば50人100人の方にやってもらった場合は、それを収入及び支出に全部書くということですか。

A. 労務者については特に人数の制限はありません。無償で労力の提供をいただいた場合には、収入簿・支出簿に全員を記入してください。

Q. 期日前投票ができる場所に鳥取大学が入っているか。

A. 鳥取大学には11月13日(火)の午前10時から午後6時に期日前投票所を設置します。

Q. 選挙運動用自動車(選挙カー)について、警察の届け出は基本的には必要ないのか。

A. 車上看板や拡声器などの取り付け方によっては、道路交通法など関係法令に抵触する場合がありますので、所轄の警察署に事前に実物を見てもらい、確認または指示を受けておくことが適当です。なお、関係書類等の届出が必要な場合があります。

Q. 選挙立会人について、届出のあった者が10人を超えたとき、また同一政党に属する者が3人以上あったときは、くじで決めるということだが、具体的にはどのようにして決めるのか。

A. 選挙立会人について、10人を超えて届出があった場合には、くじにより10人を選びます。この10人の中に同一政党に属する者が3人以上あった場合には、同一政党に属する者について、さらにくじを行い、2人を選びます。

したがって、選挙立会人の数が10人未満となる場合もあります。

Q. 立候補の届け出順はくじで決めると説明があったが、具体的にはどのようにして決めるのか。

A. 立候補受付の開始時刻である午前8時30分までに複数の候補者が来られている場合には、くじにより立候補受付の順序を決めます。くじは予備くじと本くじの2回行います。

最初に、受付簿に記載された到着順によって、受付順序を定めるくじを引く順番を決めるため、「予備くじ」を引いてもらいます。次に予備くじの番号順により、立候補受付順序を定めるくじ「本くじ」を引いてもらいます。

この本くじを引いて出た番号が立候補受付番号となります。

Q. 街頭演説は、長時間同じ場所にとどまってすることがないように努めなければならないとなっているが、長時間とは具体的にどのくらいなのか。

A. 時間については特に規定はされていませんが、一般的に社会常識の中で判断をいただきたい。

Q. 街頭演説は、病院とか学校の近くで出来ないというんですけど、風紋広場とか専門学校の近くでは出来ないということか。

A. 街頭演説が出来ないということではなく、学校や病院その他の療養施設の周辺では、音声を落とすなどの配慮をして、静穏を保持しなければならないということです。